

平成29年4月13日

答申第768号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHK交響楽団への助成金について「どのような基準で査定、算出されているのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、「日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」より「NHK交響楽団、日本放送協会学園等に対する助成」を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

当該視聴者からは、FM放送について「NHKの必須業務であるはずの『NHKきょうのニュース』をNHK交響楽団の定期演奏会の生放送によって中止にできる根拠・規定」等の開示の求めもあったが、いずれもNHK情報公開規程第3条1項1号の別表1のエ「放送番組の編成または開発を行う目的で作成しまたは取得した文書」に該当するため、開示の求めの対象外文書として取り扱った。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年4月13日（第248回審議委員会）

第781号諮問、審議、答申